

文化庁

理由説明書

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、文部科学大臣が所轄する宗教法人である「世界平和統一家庭連合」(以下「本件法人」という。)について、審査請求人からされた令和5年9月8日付け(同月12日受付)開示請求に対して、処分庁が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)に基づき同年11月10日付けで不開示決定を行った(以下「原処分」という。)、第181回ないし第188回の宗教法人審議会の審議の内容を記録した文書(以下、これら全てを総称して「本件対象文書」といい、そのうち第181回ないし第187回に係るものを総称して「本件対象文書①」といい、第188回に係るものを「本件対象文書②」という。)であり、審査請求人から、本件対象文書について、不開示とすることに理由がないとして、審査請求がなされたところである。

2 宗教法人法の規定及び本件対象文書に記録された情報について

(1) 宗教法人審議会について

宗教法人審議会は、宗教法人法に基づき文部科学省に設置される機関である(宗教法人法第71条第1項)。同審議会は、「所轄庁が宗教団体にとって不利な措置をしようとするとき行政庁の措置に過誤がないよう、特に正当な宗教団体の利益が侵害されないよう慎重を期する趣旨から、文部大臣の諮問に応じて答申する(略)ことをその職務権限としており、憲法所定の基本的人権中最重要な信教自由(マ)の確保の大きな保障として設置されており(昭和28年12月宗教法人審議会決議)、宗教家及び宗教に関し学識経験がある者のうちから任命される10人以上20人以内の委員で組織される(宗教法人法第72条第1項・第2項)。

宗教法人審議会は、宗教法人法の規定によりその権限に属させられた事項を処理し、また、所轄庁が宗教法人法の規定による権限を行使するに際し留意すべき事項に関し、文部科学大臣に意見を述べるができることとされており(宗教法人法第71条第2項・第3項)、具体的には、所轄庁による規則又は規則変更の不認証(宗教法人法第14条第3項、同法第28条第2項)、認証の取消し(宗教法人法第80条第5項)、公益事業以外の事業の停止命令(宗教法人法第79条第4項)、報告徴収・質問権の行使(宗教

法人法第78条の2第2項)、審査請求に対する裁決(宗教法人法第80条の2第1項)等を行おうとするときには、所轄庁は宗教法人審議会に諮問してその意見を聞く必要がある。

また、宗教法人審議会は、会議の公開については、委員の自由闊達な討議を確保し、信教の自由に配慮して、非公開とし、議事の内容の記録については、各委員の自由な討議を確保するため、委員の意見は匿名とするとともに、信教の自由に配慮して、一定の場合を除いて、個別の宗教法人名は記載しないこととし、議事の内容の公開については、原則として、全委員の確認を得た後、すみやかに公開するものとするが、会長が必要と認めるときは、審議会に諮った上で、必要な期間、公開しないことができると定めている(「宗教法人審議会の議事等について(申合せ)」)。なお、公開することとされている議事録又は議事要旨については、文化庁ホームページで公開している。

(2) 宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について

宗教法人法78条の2は、報告徴収・質問権について定めているところ、報告徴収・質問権は、所轄庁において、所轄庁が有する公益事業以外の事業の停止命令(宗教法人法79条)、認証の取消し(宗教法人法80条)、解散命令請求(宗教法人法)の権限を適正に行使するための判断の基礎となる客観的な資料を得られるようにすることを目的としている。もともと、宗教法人法は、憲法に定める信教の自由や政教分離の原則に従い、所轄庁の権限行使に関して抑制的であることを求めており、宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使についても、所轄庁が、宗教法人について同条第1項各号のいずれかに「該当する疑いがあると認めるとき」に、宗教法人法を「施行するため必要な限度」において、「当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し」、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員等に対し質問させることができることとして、その行使の要件を厳格に定め、また、その権限行使の適正性を担保するため、この規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合には、所轄庁たる文部科学大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を示して、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならないこととしている(宗教法人法第78条の2第1項・第2項・第3項)。

このように、宗教法人法が報告徴収・質問権の行使の要件を厳格に定め、また、宗教法人審議会に報告徴収・質問事項及び理由を示して諮問することを必要としていることから、その諮問に当たっては、宗教法人審議会において所轄庁が宗教法人法に規定する範囲内で権限を行使しようとしているかを判断することができるよう、所轄庁から、対象となる個別の宗教法人につ

いて、上記事由に該当する「疑い」があることの具体的な理由や根拠、報告徴収・質問事項の具体的な内容や背景、当該事項につき報告を求め又は質問する必要性等について、詳細な説明や資料の提示がされることとなる。

(3) 不報告等に係る過料事件通知について

宗教法人法第88条第10号は、所轄庁の宗教法人に対する宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使に対し、報告等をしなかった場合には、当該宗教法人の代表役員を十万円以下の過料に処すると定めているところ、通常裁判所は宗教法人が所轄庁の報告徴収・質問に対し報告をしたかどうか、つまり宗教法人法第88条第10号に該当する可能性の有無を知る立場にないことから、所轄庁は裁判所の職権発動を促すために、宗教法人法第88条第10号所定の過料事由に該当する事実を認めた旨の過料事件通知を行った。この際、宗教法人法第78条の2第2項に基づき、宗教法人審議会に諮問した上で行った報告徴収・質問権の行使に対する結果としての不報告等に係る過料事件通知の発出について、宗教法人審議会に意見を聞いたものである。

なお、過料事件（非訟事件手続法第119条）は、非訟事件手続法第30条の規定により、非公開で審理される。非訟事件の手続を非公開とする趣旨については、非訟事件の手続においては、公益性の観点から、実体的真実に合致した裁判をすることが要請され、秘匿性の高い資料であっても収集することが求められることがあるため、手続を公開することにより、秘密が公になり回復困難な不利益を与えることが生じ得ること、また、秘密が公になるのをおそれる者からの裁判資料の収集が困難となり、真実の発見が阻害されて実体的真実に合致した適正な裁判の実現ができなくなるおそれもあること、さらに、一般に簡易迅速性が求められる非訟事件の手続において、手続を公開しなければならないとすると、時間的場所的な制約から費用と労力がかかり、この要請に反するおそれがあることを考慮したものとされている（金子修編著「逐条解説非訟事件手続法」112ページ）。

(4) 本件対象文書に記録された情報について

ア 本件対象文書①について

本件法人に対する宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使は計7回行われており、本件対象文書①（第181回ないし第187回の宗教法人審議会に係るもの）は、1回目ないし7回目の報告徴収・質問権の行使について、所轄庁たる文部科学大臣があらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞いた際の審議の内容を記録した文書である。

「宗教法人審議会の議事等について（申合せ）」において、宗教法人法第78条の2の規定（所轄庁の宗教法人に対する報告徴収・質問権の行使）

に係る審議については、議事要旨を作成し、原則として公開することとされているが、本件法人に対する報告徴収・質問権の行使に係る議事要旨については、会長が必要と認めるときは、審議会に諮った上で、必要な期間、議事要旨を公開しないことができるとする上記申合せに基づき、同審議会において、文部科学大臣が宗教法人法第81条第1項に基づく解散命令請求を行った場合は、当該解散命令請求に対する裁判所の判断が確定するまでの期間、公開しないことが決定されている。

なお、本件法人について、所轄庁たる文部科学大臣は、報告徴収・質問権の行使の結果等を踏まえ、宗教法人法第81条第1項第1号及び第2号前段に該当する事由があると判断し、令和5年10月13日に東京地方裁判所に解散命令請求を行っており、現在、裁判中である。

イ 本件対象文書②について

また、文部科学大臣は、令和5年9月7日に東京地方裁判所に過料事件通知を行っており、現在、裁判中であるが、本件対象文書②（第188回の宗教法人審議会に係るもの）は、7回にわたる報告徴収・質問権の行使に対する本件法人の不報告等の事実（宗教法人法第88条第10号所定の過料事由に該当する事実）を裁判所に通知して職権発動を促す内容の過料事件通知について、文部科学大臣が同月6日に宗教法人審議会に意見を聞いた際の審議の内容を記録した文書である。同文書には、一連の報告徴収・質問権の行使の経緯、所轄庁の着眼点や意図、本件法人の対応状況、これに対する所轄庁の評価、これらの経過を踏まえた各委員の意見等が具体的に記載されている。

こうした本件法人に係る過料事件通知に係る審議についても、報告徴収・質問権の行使に対する不報告等を過料事由とするものであり、報告徴収・質問権の行使に係る審議と一連のものと認められることから、本件対象文書①と同様に、上記解散命令請求に対する裁判所の決定が確定するまでの期間、公開しないこととされている。

ウ 本件対象文書には非公開の裁判の審理内容に関わる情報が記録されていること

上記のとおり、所轄庁たる文部科学大臣は、本件法人について、報告徴収・質問権の行使に対する不報告等を過料事由とする過料事件通知を行うとともに、報告徴収・質問権の行使の結果等を踏まえ解散命令請求を行っており、本件対象文書に記録された情報を公にすることとなれば、本件法人の非公知の情報や、所轄庁の報告徴収・質問権の行使、過料事件通知及び解散命令請求という宗教法人法の規定に基づく権限行使についての考え方等を開示する結果となるのみならず、現在、非訟事件手続法に基づき

非公開で審理されている過料事件の審理内容に関わる情報や、宗教法人法第81条第7項及び非訟事件手続法第30条に基づき非公開で審理されている解散命令請求に係る裁判の審理内容に関わる情報をも必然的に開示する結果となる。

3 宗教法人の非公知の情報の不開示情報該当性について（本件対象文書が法第5条第2号イの不開示情報に該当すること）

(1) 宗教法人の非公知の情報の取扱いに係る宗教法人法の趣旨について

上記2(4)で述べたとおり、本件対象文書に記載された情報は、本件法人の非公知の情報及び当該情報に基づいて行われた宗教法人審議会における審議・検討に関する情報であるところ、宗教法人の非公知の情報の取扱いについては、特に宗教法人法第25条第4項の規定により宗教法人から所轄庁に提出される書類に記録された当該宗教法人の非公知の情報の取扱いに係る宗教法人法の趣旨も踏まえる必要がある。

ア 財務関係書類の事務所への備付け及び所轄庁への提出について

宗教法人法第25条第2項は、宗教法人に対して、財産目録や収支計算書等の書類及び帳簿（以下、総称して「備付書類」という。）を事務所に備える義務を課している。

また、宗教法人法第25条第4項は、宗教法人に対して、備付書類の一部について、その写しを毎会計年度終了後4月以内に所轄庁に提出する義務を課している。

イ 備付書類の非公知性及び慎重な取扱いについて

(ア) 宗教法人法第25条第5項は、所轄庁が宗教法人から提出された備付書類を取り扱う場合、「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。」と規定している。

また、宗教法人法第25条第3項は、備付書類を閲覧することができる者を「信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者」に限定している。

(イ) 国会においても、宗教法人から提出された備付書類について、政府委員は、「当然その内容については、公務員の守秘義務のある秘密に該当する場合があるというふうに私ども思うわけでございます。したがって、これを所轄庁として書類をいただくわけでございますけれども、当然その守秘義務をきっちり守って、不当な目的やほかの目的に使わ

ないということは考えていかなければいけないことだというふうに思うわけでございます。」「所轄庁が行政上の必要で求めた宗教法人の財務関係書類でございますから、それは当然、宗教法人のサイドからいきますとプライバシーの問題もございましょうし、秘密にしてほしいということもあるわけでございますから、私どもとしては、その宗教法人の信頼を失うということになってはいけないわけでございますので、公務員としての守秘義務はきちっと守っていかなければいけないというふうに思っているところでございます。」と答弁している（平成7年11月2日衆議院宗教法人に関する特別委員会・文化庁次長）。

また、宗教法人法第25条第3項に基づいて誰に閲覧請求権を認めるかについて、文部大臣は、「各宗教団体の特性や慣習にかんがみ宗教法人が判断する」と答弁している（平成7年11月27日参議院宗教法人等に関する特別委員会・文部大臣）。

さらに、平成7年12月7日参議院宗教法人等に関する特別委員会において、宗教法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、「宗教に関する制度改正、事務処理に当たっては、宗教団体の実情を十分に勘案し、関係者の意向に留意して適切に対処すること。」が決議されている。

その後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案が審議された際には、説明員は、「非公知の情報につきましては、公にすると宗教法人の信教の自由を害するおそれがある情報であると考えております。」と答弁している（平成10年5月15日衆議院内閣委員会・文化庁文化部長宗務課長）。

- (ウ) 以上を踏まえ、平成16年2月19日付け各都道府県知事宛て文化庁次長通知「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（以下「平成16年文化庁次長通知」という。）において、宗教法人法第25条第4項の規定により宗教法人から所轄庁に提出された備付書類を対象とする行政文書開示請求があった場合の取扱いについては、「当該書類が宗教法人の内部情報であり、法（引用者注：宗教法人法のこと）第25条第3項に規定する閲覧請求権者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法（引用者注：宗教法人法のこと）第25条第5項の規定を踏まえると、当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること」を明示している。

ウ 小括

以上のとおり、宗教法人法が、宗教法人から所轄庁に提出される備付書類に記録された当該宗教法人の非公知の情報について、憲法第20条により保障される信教の自由等に係る利益に配慮して慎重な取扱いを求めている趣旨に鑑みれば、所轄庁が宗教法人に対する報告徴収・質問権の行使等により得た当該宗教法人の非公知の情報についても、同様に、当該宗教法人の信教の自由等に係る利益に配慮した慎重な取扱いを要するといふべきである。

(2) 宗教法人の非公知の情報が法第5条第2号イに該当することについて

ア 宗教法人の信教の自由等に係る利益を害するおそれがある情報は、不開示情報に該当すること

法第5条第2号イは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示としている。法第5条第2号イの「権利」とは、財産的権利だけではなく、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由などの憲法上の権利・自由のほか、法律上保護される権利を指し、また、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を、さらに、「その他正当な利益」とは、生産技術上又は事業運営上のノウハウ、名誉や信用などのほか、法人又は個人の事業運営上法的保護に値する利益を広く含むものと解される(右崎正博ほか編「新基本法コンメンタール情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法」42ページ、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」56ページ)。

国会においても、総務庁長官により、「『法人等』には、株式会社、公益法人、宗教法人その他の法人のほか、法人格のない団体が含まれるが、『権利』には『当該法人等』の有する日本国憲法や法律上の権利はすべて含まれる」、「憲法が保障する権利、(略)信教の自由、集会、結社、表現の自由などは権利の中心的なものといふべきであり、当然のこととして、御指摘の本法案第5条第2号イの『当該法人等又は当該個人の権利』として保護される」との答弁がなされている(平成10年5月12日衆議院内閣委員会・総務庁長官)。

したがって、信教の自由は、法第5条第2号イの「権利」に該当し、宗教法人の信教の自由等に係る利益を害するおそれがある情報は、不開示情報に該当する。

イ 宗教法人の非公知の情報を開示すると、宗教法人の信教の自由等に係る利益を害するおそれがあること

(ア) 上記(1)で述べたとおり、宗教法人法が、宗教法人に提出を求める書

類について、憲法第20条により保障される信教の自由に係る利益等に配慮している趣旨に鑑みれば、宗教法人の非公知の情報が、当該宗教法人の自律的判断によることなく第三者に対して公開されるということは、それ自体が当該第三者による干渉の一種ということができ、国が、当該宗教法人の非公知の情報を当該宗教法人の自律的判断に委ねることなく一般に公開することは、憲法第20条により保障される信教の自由を侵害するおそれがあるというべきである。

この点、備付書類について、国会において、説明員は、「宗教法人法の第25条第4項によりまして宗教法人から提出される書類のうち非公知の事実に係るものに関しましては、これが一般に知られることになりまして、当該宗教法人の管理運営に何らかかわりを有しない第三者によりまして、例えば当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料、あるいは宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料などとして使われまして、そのため当該宗教法人及びその関係者の信教の自由、特に宗教上の結社の自由が害されるおそれがあると考えております。一方、内閣提出の情報公開法案の第5条におきましては、公にすることにより当該法人等の権利を害するおそれがある情報を不開示情報としておりますが、ここに言う権利には憲法上の権利である信教の自由が当然含まれるということをございまして、この点につきましては、この委員会におきましても、総務庁長官から御答弁（引用者注：平成10年5月12日衆議院内閣委員会における答弁）があったところをございます。したがいまして、宗教法人の提出書類のうち非公知の事実に係るものにつきましては、原則として不開示情報として取り扱うことになると考えております。」と答弁している（平成10年6月4日衆議院内閣委員会・文化庁文化部長宗務課長）。

そして、文化庁は、この考えにより、非公知の事項については、原則として不開示とする取扱いをしているほか、各都道府県においても統一的な取扱いがなされるよう、平成16年文化庁次長通知を出している。

(イ) このような考え方は、裁判例においても是認されているといえる。すなわち、広島高裁松江支部平成18年10月11日判決（最高裁平成19年2月22日第一小法廷決定により確定）は、次のとおり判示している。

「宗教法人法25条3項は、『宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。』と規定し、同規定は、

平成7年法律第134号による宗教法人法の一部改正によって創設されたものである。上記規定の趣旨は、宗教法人として適正な管理運営を行い、その結果を書類として整えて事務所に備え付け、一定の信者その他の利害関係人に閲覧請求権を認めることにより、これらの者の利便を図るとともに、宗教法人の民主性、透明性を高めるというものである（弁論の全趣旨）。そして、上記規定は、宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されることがないように配慮して、閲覧請求権者を信者その他の利害関係人に限定するとともに、閲覧の目的に正当な利益があり、閲覧請求が不当な目的によるものではないことを要件としており、閲覧請求を制限している。（略）同条3項は、所轄庁が宗教法人から提出を受けた書類に関する規定ではないものの、宗教法人の有する書類について、その閲覧によって当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されることがないように配慮すべきであるとの宗教法人法の原則的な立場を示したものであるといえる。

そして、宗教法人法25条5項が、所轄庁が宗教法人から提出を受けた書類の取扱いについて、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定していることを併せ考慮すれば、所轄庁が宗教法人から提出を受けたことにより、提出された書類は行政文書として管理されることになるが、同文書の閲覧や開示についての宗教法人法の（宗教法人及びその関係者の信教の自由を害することのないように配慮すべきであるとの）上記原則的立場には変化がないといえる。」

その上で、上記広島高裁松江支部判決は、平成16年文化庁次長通知を根拠として、所轄庁に提出された備付書類について、いずれも一般に公開されていない非公知の事項であり、例外的に開示すべき特段の事情もないとして、鳥取県知事の行った開示決定を取り消した。

- (ウ) これらに加えて、情報公開・個人情報保護審査会答申も同様の考え方を示している。すなわち、文部科学大臣が諮問庁として平成13年11月16日に諮問した平成13年諮問第194号に対し、貴審査会から、「宗教法人法においては、宗教法人の事務所備付け書類に対する閲覧請求権者を『信者その他の利害関係人』に限定しており（同法25条3項）、さらに、国が宗教法人から提出された書類を取り扱う場合及び宗教法人に対する国の行為全般について『宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない（同法25条5項及び84条）』と規定している。これらの規定は、宗教法人の書類を一般に公開すると憲法20条で保障する『信教の自由』等に

係る利益を害するおそれがあることから、これらの書類が保護に値する秘密であること、すなわち秘匿の必要性があることを示すものであると解される。宗教法人の秘匿の必要性がある事項が一般に公開されれば、宗教法人の管理運営にかかわりを有しない第三者により、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料や宗教法人の自立的な運営に干渉するための材料として使われ、様々な宗教上の活動に不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

『信教の自由』の内容には、信仰の自由、宗教行為の自由及び宗教上の結社の自由などが含まれており、宗教上の結社の自由とは、信仰を同じくする者が宗教団体を結成し活動することの自由、宗教団体に加入することの自由などをいい、この中には、宗教団体としての意思形成の自由も含まれていると解される。」との答申（平成13年（行情）答申第137号）がされている。

ウ 小括

以上のとおり、憲法第20条により保障される信教の自由等に係る利益を害するおそれがある情報は、法第5条第2号イに該当する情報として保護される対象であるところ、備付書類に記録された宗教法人の非公知の情報の取扱いに係る宗教法人法の趣旨を踏まえても、宗教法人の非公知の情報については、これを開示すると、宗教法人の信教の自由等に係る利益を害するおそれがあることから、原則として不開示情報に該当するといふべきである。

(3) 本件対象文書が法第5条第2号イの不開示情報に該当すること

上記2(4)アで述べたとおり、本件対象文書①は、本件法人に対する宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について、所轄庁たる文部科学大臣があらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞いた際の審議の内容を記録した文書であり、本件法人の非公知の情報が具体的かつ詳細に記録されている。また、上記2(4)イで述べたとおり、本件対象文書②は、所轄庁である文部科学大臣による7回にわたる報告徴収・質問権の行使に対する本件法人の不報告等の事実(宗教法人法第88条第10号所定の過料事由に該当する事実)を裁判所に通知して職権発動を促す内容の過料事件通知について、文部科学大臣が宗教法人審議会に意見を聞いた際の審議の内容を記録した文書であり、本件対象文書①と同様に、本件法人の非公知の情報が具体的かつ詳細に記録されている。

本件対象文書(本件対象文書①及び本件対象文書②)については、宗教法人審議会の申合せにより、必要な期間、非公開とされているほか、本件法人につき、宗教法人法第78条の2第1項各号の一に該当する疑いについての

具体的な内容及びこれを推測させる情報並びに宗教法人法第81条第1項各号の一に該当する事由についての具体的な内容及びこれを推測させる情報が含まれている上、本件法人に関する個別具体的な内容となり、本件法人の活動・管理運営に関する非公知の情報が不可分に含まれている。

これらの情報が一般に公開されることとなれば、本件法人の管理運営にかかわりを有しない第三者により、本件法人の宗教活動の態様に対する誹謗・中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料や宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料として使われ、様々な宗教上の活動に不利益を与えるなど、本件法人の信教の自由等に係る利益が害されるおそれがあることから、本件対象文書は、その全体について法第5条第2号イの不開示情報に該当する。

4 宗教法人審議会における審議・検討に関する情報の不開示情報該当性について（本件対象文書が法第5条第5号及び同条第6号柱書の不開示情報に該当すること）

(1) 本件対象文書に記録された情報について

ア 本件対象文書①について

上記2(4)で述べたとおり、本件対象文書①は、本件法人に対する宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について、所轄庁たる文部科学大臣があらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞いた際の審議の内容を記録した文書である。

本件対象文書については、宗教法人審議会の申合せにより、必要な期間、非公開とされているほか、本件法人につき、宗教法人法第78条の2第1項各号の一に該当する疑いについての具体的な内容及びこれを推測させる情報並びに宗教法人法第81条第1項各号の一に該当する事由についての具体的な内容及びこれを推測させる情報が含まれている。

上記2(2)で述べたとおり、宗教法人法が報告徴収・質問権の行使の要件を厳格に定め、また、宗教法人審議会に報告徴収・質問事項及び理由を示して諮問することを必要としていることから、その諮問に当たっては、宗教法人審議会において所轄庁が宗教法人法に規定する範囲内で権限を行使しようとしているかを判断することができるよう、所轄庁から、対象となる個別の宗教法人について、上記事由に該当する「疑い」があることの具体的な理由や根拠、報告徴収・質問事項の具体的な内容や背景、当該事項につき報告を求め又は質問する必要性等について、詳細な説明や資料の提示がされることとなる。

こうした諮問に係る審議において、所轄庁は、宗教法人審議会に対し、

個別の宗教法人が公にしていな内部情報や、当該宗教法人にとって知られたくない情報、それらの情報を基にした所轄庁のその時点での着眼点や問題意識、見解をも示すこととなり、宗教法人審議会は、そのような当該宗教法人の個別具体的な事実関係を基に、所轄庁がどのような情報に基づいてどのような「疑い」をもって報告徴収・質問権を行使しようとしているのか、またどのような事項につきどのような目的で報告を求め又は質問しようとしているのかなどについて、その判断理由にも踏み込んで審議を行うこととなる。本件対象文書①には、こうした審議の内容が詳細に記録されている。

イ 本件対象文書②について

上記2(4)イで述べたとおり、本件対象文書②は、所轄庁である文部科学大臣による7回にわたる報告徴収・質問権の行使に対する本件法人の不報告等の事実(宗教法人法第88条第10号所定の過料事由に該当する事実)を裁判所に通知して職権発動を促す内容の過料事件通知について、文部科学大臣が宗教法人審議会に意見を聞いた際の審議の内容を記録した文書であり、本件法人の非公知の情報が具体的かつ詳細に記録されている。

本件対象文書②についても、宗教法人審議会の申合せにより、必要な期間、非公開とされているほか、本件法人につき、宗教法人法第78条の2第1項各号の一に該当する疑いについての具体的な内容及びこれを推測させる情報並びに宗教法人法第81条第1項各号の一に該当する事由についての具体的な内容及びこれを推測させる情報が含まれている上、本件法人に関する個別具体的な内容となり、本件法人の活動・管理運営に関する非公知の情報が不可分に含まれている。

本件法人に対する報告徴収・質問権の行使は計7回行われ、これに対する本件法人の不報告等を踏まえ、所轄庁たる文部科学大臣は、本件法人について宗教法人法第88条第10号所定の過料事由があると判断し、過料事件通知に至っているが、本件対象文書②は、まさにこの判断について、それまでの報告徴収・質問権の行使に対する不報告等の状況を踏まえて宗教法人審議会に意見を聞いた際の審議の内容を記録した文書である。

そして、その判断の当否につき宗教法人審議会に意見を聞くに当たっては、所轄庁から、本件法人について、どのような着眼点や問題意識で、どのような事項につき報告徴収・質問権を行使し、それに対するどのような不報告等の事実を認め、どのような理由や根拠に基づき、宗教法人法第88条第10号所定の過料事由があると判断したのかなどについて、詳細な説明や資料の提示がされることとなる。また、それを受けて、宗教法人審

議会の委員らにおいて、事案の内容に踏み込んだ審議・検討が行われることとなる。本件対象文書②には、こうした審議の内容が詳細に記録されている。

(2) 本件対象文書が法第5条第5号の不開示情報に該当すること

所轄庁が行った本件法人に対する解散命令請求に係る非公開の裁判が行われている中で、本件対象文書（本件対象文書①及び本件対象文書②）に記録された情報が明らかにされれば、所轄庁の本件法人に対する報告徴収・質問権の行使や過料事件通知、解散命令請求の判断について、情報の一部をもって誹謗中傷や憶測等による批判を呼び、現下の対応に当たる職員を委縮させるなどし、ひいては、今後の同様の権限行使に際しても、宗教法人審議会への諮問等における所轄庁からの率直な説明や資料の提示を躊躇させるなどして、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、上記2（1）で述べたとおり、宗教法人審議会の会議は、宗教家及び宗教に関し学識経験がある者のうちから任命される委員の自由闊達な討議を確保し、信教の自由に配慮して、非公開とされ、議事の内容の記録についても、各委員の自由な討議を確保するため、委員の意見は匿名とされている上、本件対象文書については、宗教法人審議会の申合せにより、必要な期間、非公開とされているところである。もとより、委員らは、このような前提で作成された宗教法人審議会の議事の内容を記録した文書について、審議会の申合せを無視して公開されることは想定しておらず、非公開の取扱いを前提に審議会において率直に意見を述べている。それにもかかわらず、仮にこれが事後に公開されることとなれば、委員らのそのような信頼を著しく損なうこととなりかねず、その結果、たとえ今後、同様の申合せをしても、その非公開の取扱いが確実に担保されないとなれば、委員らが、事後に審議会の申合せを無視して公開されることを恐れて率直に意見を述べることができなくなるおそれがある。そうした事態を招来すれば、行政庁による宗教団体に対する不利な措置を信教の自由を保障する観点から監視するという宗教法人審議会の役割を果たすことができなくなり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

以上によれば、本件対象文書は、所轄庁たる国の機関の内部及び国の機関たる宗教法人審議会における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、本件対象文書は、その全体について法第5条第5号の不開示情報に該当する。

(3) 本件対象文書が法第5条第6号柱書の不開示情報に該当すること

また、所轄庁が行った本件法人に対する解散命令請求に係る非公開の裁判が行われている中で、本件対象文書（本件対象文書①及び本件対象文書②）に記録された情報が明らかにされれば、所轄庁の本件法人に対する報告徴収・質問権の行使や過料事件通知、解散命令請求の判断について、その着眼点や問題意識、考え方等を推知させることとなり、現在行われている本件法人に対する上記裁判等に係る事務に支障を及ぼすおそれがあるほか、所轄庁の権限行使に係る手の内情報ともいうべき上記情報が一般に知れ渡ることとなれば、今後、他の宗教法人において、所轄庁の同様の権限行使を避けたり免れたりする目的で不当に情報をコントロールしたり、所轄庁の判断を誤らせたり遅らせたりする目的で正確な情報を出し渋ったりするおそれがあり、その結果、所轄庁において宗教法人法上の権限を行使するために必要な情報を収集することを可能ならしめるという宗教法人法第78条の2の趣旨を没却し、所轄庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

本件対象文書は、報告徴収・質問権の行使、過料事件通知及び解散命令請求についての着眼点等を推知させる情報が不可分に含まれており、これが公開されれば、今後の報告徴収・質問権の行使や過料事件通知、解散命令請求に係る事務に支障を生じさせることから、これを公にすることにより、当該義務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件対象文書は、その全体について法第5条第6号柱書の不開示情報に該当する。

5 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、第181回の宗教法人審議会では、「宗教法人審議会の議事等について（申合せ）」が改定されたものと推察され、この経緯は国民に公開すべきであって、その審議内容が非公開であることには問題があり、また、同会の審議内容には、原処分決定通知書に記載された不開示情報は含まれないはずであって、同会の審議内容を記録した文書を不開示とすることに理由がない旨主張する。

しかし、第181回の宗教法人審議会に係るものを含め、本件対象文書が法第5条第2号イ、同条第5号及び同条第6号柱書の不開示情報に該当することは、上記3及び4で述べたとおりであって、同会に係るものには不開示情報が含まれないとする審査請求人の主張は、根拠のない憶測にすぎず、理由がない。

- (2) 次に、審査請求人は、本件対象文書には本件法人の非公知の情報が記載されており、これを公開すると本件法人に対する誹謗・中傷に利用されるお

それがある旨の不開示理由について、「具体的な内容は抽象化、匿名化とするなどの方法により回避可能」であると主張する。

しかし、審査請求人のいう「抽象化、匿名化」の意味が明らかでない上、記録された審議内容の性質に照らせば、本件対象文書は、その全体について法第5条第2号イ、同条第5号及び同条第6号柱書の不開示情報に該当するのであって、審査請求人のいう「抽象化、匿名化」によってこれらのおそれが払拭されるとは到底いえない。

この点について、審査請求人は、むしろ、報告徴収・質問権の行使や過料事件通知によって、本件法人の活動を妨げる結果を招いていることから、その審議の内容は国民に広く公開されるべきであるとも主張する。

しかし、そもそも審査請求人が主張するような事情が法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）上、どのような要件に該当し、あるいは法が定めるどの不開示事由に該当せず、よって開示すべきと主張するのか明らかでない。

仮に審査請求人が主張するような状況が生じているとしても、それは、本件法人に対する損害賠償請求を認容する多数の民事判決が存在し、本件法人の信者が多数の者に多額の損害を被らせる行為を行っていたと広く知られたこと等に起因すると考えられ、所轄庁による報告徴収・質問権の行使や過料事件通知との因果関係は認められないから、審査請求人の主張は前提を欠くものであり、失当である。

なお、仮に審査請求人が主張するような状況が生じているのだとすれば、本件対象文書を公開することは、かえって一部の情報による憶測や誹謗・中傷に利用され、本件法人の宗教活動の自由等に係る利益を害するおそれを高めるのであるから、この点からも審査請求人の主張は理由がない。

- (3) 次に、審査請求人は、原処分決定通知書の記載を取り上げて、「国の機関（略）における審議・検討に関する情報」であることと「率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある」ことは別問題であって、国の機関であるからこそ、その審議内容は国民の眼で見ることによって意思決定の中立性が担保されると主張する。

しかし、「国の機関（略）における審議・検討に関する情報であって（略）意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と記載したのは、本件対象文書が法第5条第5号に定める「国の機関（略）における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当することを述べているものであって、

国の機関における審議・検討に関する情報であることのみをもって直ちに法第5条第5号の不開示情報に該当することを述べたものではない。

本件対象文書が法第5条第5号の不開示情報に該当することは、上記4で述べたとおりであって、国の機関であるから審議内容を公開すべきだとする審査請求人の主張は理由がない。

- (4) さらに、審査請求人は、行政手続法第5条において、行政庁は、審査基準を定め、かつ、これを公にしておかなければならないとされていることから、本件対象文書を不開示とすることは、行政手続法違反のおそれがあるとも主張する。

しかし、本件対象文書は、審査基準とは性質を異にする以上、行政手続法の規定を理由にこれを開示することが要求される理由はなく、審査請求人の主張は失当というほかない。

6 結論

以上のことから、本件対象文書について、法第5条第2号イ、同条第5号及び同条第6号柱書に基づきその全部を不開示とした原処分は妥当である。